

保護者の皆さまへ

大成高等学校 事務室

東京都育英資金奨学生の新規募集について

この奨学金は高校 在学中に借りるお金です。

(高校3年生を対象とした日本学生支援機構の奨学金(大学等に進学してから借りるもの)ではありません。)

東京都の育英資金貸付制度は、都内に住所を有し、高等学校等に在学する者のうち、勉学意欲がありながら、経済的理由により修学困難な者に対し、奨学金を貸し付けることにより、教育を受ける機会の拡充に寄与し、もって社会に貢献し得る人材の育成に資することを目的としています。(奨学金は貸与であり、必ず返還しなければなりません。)

今年度の新規募集につきましては、今回の募集のみになります。
申し込みを希望される場合には、

5月13日(水)～15日(金) 10～15時、事務室：日下宛に電話してください。

(1年生で中学校在学中に申込みをすませている方、2・3年生で既に奨学金を貸与されている方は申込みの必要はありません。新規のみの募集となります。)

申込資格

- ①申込者が、国公立の高等学校に在学していること。
- ②申込者とその保護者(税法上の扶養者)が都内に住所を有していること。
- ③申込者に勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難であること。
- ④申込者が同種の貸付金(給付制<返還不要>)のものや、保護者が借り受けるものを除く
を他から借り受けていないこと
- ⑤別に定める要件を備えた連帯保証人2名を立てることができること。(下記に一部を記載しています。)

・申込時の連帯保証人(第一連帯保証人)

- 1、父、母又は後見人であること。
- 2、この奨学金の貸付けに伴う債務を保証する能力があること。
- 3、日本国籍がない場合は、在留資格が「特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかであること。

・貸付終了時に追加する連帯保証人(別生計：第二連帯保証人)

- 1、父、母又は後見人でないこと。
- 2、職業を有し(借用証書提出時に限る)、独立の生計を営んでいること。
- 3、奨学生又は第一連帯保証人と生計を同一にする方ではないこと。
- 4、奨学金の貸付けを終了した日において、満65歳を超えないこと。
- 5、日本国籍がない場合は、在留資格が「特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかであること。等

※ 第二連帯保証人が立てられない場合は、貸し付けた奨学金(全額)を一括して返還していただくことになります。

貸与月額：35,000円(無利子)

貸与期間：修業年限まで

返還期間：最長13年(貸付総額によって異なります。)

収入の限度額：標準的な4人世帯の場合で、平成30年度の目安です。(給与収入837万円、事業所得363万円)

特別募集について

今回の募集締め切り後に、失職・収入減少・経営不振・離婚・病気等により世帯の家計が急変し、修学が困難になった場合、上記の申込資格を満たしている方については奨学金の申請をすることができます。別途事務室までご連絡下さい。(家計急変の事由が発生したことがわかる証明書の提出が必要になります。)